平成２９年（フ）第７９６号
川崎市川崎区大師駅前２丁目９番８号　メゾン大師駅前　102
債務者　佐藤　成治
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７９７号
川崎市川崎区大師駅前２丁目９番８号　メゾン大師駅前　102
債務者　佐藤　みら
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８１４号
川崎市川崎区渡田３丁目18番６号　小松原荘102、申立時の住所川崎市川崎区渡田向町８番９号　山泉荘　101
債務者　榎本　幸夫
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８２４号
川崎市川崎区鋼管通１丁目16番６号　エスポアール川崎　305
債務者　伊藤ひろみ
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８４４号
川崎市麻生区片平６丁目３番27号　ビナティエラ　Ａ―101
債務者　松永　麻里
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５５号
川崎市川崎区昭和１丁目１番６号　グリーンバースアオヤマ　302
債務者　佐藤　三郎
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６５号
川崎市高津区上作延650番地　上作第１　２号棟　228
債務者　門脇　純一
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８８１号
川崎市川崎区出来野10番４号　201
債務者　夏井　伸如
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８８３号
川崎市宮前区馬絹968番地
債務者　アン　サンミン（ＡＨＮ　ＳＡＮＧＭＩＮ）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
川崎市幸区塚越３丁目524番地７
債務者　金子　春美
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
山梨県甲府市城東３丁目５番８号　メゾンドレザン102号、前住所山梨県甲府市羽黒町1489番地３
債務者　田口　文子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１６号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目16番１号　旭ハイツ503号
債務者　武　フナヱ
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第６号
東京都立川市栄町４丁目28番地の５福寿荘102号
債務者　川島　米藏
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４７号
東京都日野市神明１丁目６番地の２ハイムＳＩ　Ｂ―212
債務者　内野　聖子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７２号
東京都西多摩郡日の出町大字大久野1263番地羽生の里
債務者　山形　善之
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１０４号
東京都八王子市片倉町716番地９コンフォート片倉302号
債務者　富川のり子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部